

○国土交通省告示第千二百六十五号

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第八条の二第一項（同令第二十四条（同令第二十六条の五において準用する場合を含む。）、第四十三条の七及び第六十三条の人において準用する場合を含む。）及び第二項第一号（同令第二十四条（同令第二十六条の五において準用する場合を含む。）、第四十三条の七及び第六十三条の人において準用する場合を含む。）の規定に基づき、自動車登録番号標等の表示の位置及び表示の方法の基準を定める告示を次のように定める。

平成二十七年十二月二十八日

国土交通大臣 石井 啓一

自動車登録番号標等の表示の位置及び表示の方法の基準を定める告示

（用語）

第一条 この告示における用語の定義は、道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号。以下「法」という。）第二条に定めるもののほか、次の各号の定めるところによる。

一 「車両中心線」とは、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成十四年国土交通省告示第六百十九号）第二条第五号の車両中心線をいう。

二 「上向き」とは、自動車の前面の自動車登録番号標、臨時運行許可番号標、回送運行許可番号標又は車両番号標（以下「自動車登録番号標等」という。）にあってはその下端がその上端より

も前方にある状態をいい、自動車の後面の自動車登録番号標等にあつてはその上端がその下端よりも前方にある状態をいう。

三 「下向き」とは、自動車の前面の自動車登録番号標等にあつてはその上端がその下端よりも前方にある状態をいい、自動車の後面の自動車登録番号標等にあつてはその下端がその上端よりも前方にある状態をいう。

四 「左向き」とは、自動車の前面の自動車登録番号標等にあつては当該自動車の右側面に近い部分が当該自動車の左側面に近い部分よりも前方にある状態をいい、自動車の後面の自動車登録番号標等にあつては当該自動車の左側面に近い部分が当該自動車の右側面に近い部分よりも前方にある状態をいう。

(自動車登録番号標等の表示の位置)

第二条 道路運送車両法施行規則（以下「規則」という。）第八条の二第一項（規則第二十四条（規則第二十六条の五において準用する場合を含む。）、第四十三条の七及び第六十三条の八において準用する場合を含む。）の告示で定める位置は、自動車登録番号標に記載された自動車登録番号、臨時運行許可番号標若しくは回送運行許可番号標に記載された番号又は車両番号標に記載された車両番号（以下「自動車登録番号等」という。）の識別に支障が生じないように、見やすい位置とする。

(自動車登録番号標等の表示の方法の基準)

第三条 規則第八条の二第二項第一号(規則第二十四条(規則第二十六条の五において準用する場合を含む。))及び第四十三条の七において準用する場合を含む。)の告示で定める基準は、次に掲げるものとする。

一 自動車の前面の自動車登録番号標等にあつては、その上下両端を結ぶ直線が車両中心線に直交する鉛直面に対して平行又は当該鉛直面に対する角度が上向き十度以下若しくは下向き十度以下であること。

二 自動車の後面の自動車登録番号標等であつて、その上端が地上面から一・二メートル以下の高さの位置にある場合にあつては、その上下両端を結ぶ直線が車両中心線に直交する鉛直面に対して平行又は当該鉛直面に対する角度が上向き四十五度以下若しくは下向き五度以下であること。

三 自動車の後面の自動車登録番号標等であつて、その上端が地上面から一・二メートルを超える高さの位置にある場合にあつては、その上下両端を結ぶ直線が車両中心線に直交する鉛直面に対して平行又は当該鉛直面に対する角度が上向き二十五度以下若しくは下向き十五度以下であること。

四 自動車の前面の自動車登録番号標等にあつては、その左右両端を結ぶ直線が車両中心線に直交する鉛直面に対して平行又は当該鉛直面に対する角度が左向き十度以下であること。

五 自動車の後面の自動車登録番号標等にあつては、その左右両端を結ぶ直線が車両中心線に直交する鉛直面に対して平行又は当該鉛直面に対する角度が左向き五度以下であること。

六 自動車登録番号標等の左右両端を結ぶ直線が水平であること。

七 自動車登録番号標等を確実に取り付けることによつて表示していること。ただし、合成樹脂製の回送運行許可番号標にあつては、脱落しないように取り付けることによつて表示していること。

八 前各号に掲げるもののほか、自動車登録番号標等が折り返されていないこと、その表裏又は上下が逆さでないことその他の自動車登録番号等の識別に支障が生じない方法によつて表示していること。

2 規則第二十四条（二輪自動車及び側車付二輪自動車に係る部分に限り、規則第二十六条の五において準用する場合を含む。）及び第四十三条の七（二輪の小型自動車に係る部分に限る。）において準用する規則第八条の二第二項第一号の告示で定める基準は、前項の規定にかかわらず、次に掲げるものとする。

一 臨時運行許可番号標、回送運行許可番号標又は車両番号標（以下「臨時運行許可番号標等」という。）の上下両端を結ぶ直線が車両中心線に直交する鉛直面に対して平行又は当該鉛直面に対する角度が上向き四十度以下若しくは下向き十五度以下であること。

二 臨時運行許可番号標等の左右両端を結ぶ直線が車両中心線に直交する鉛直面に対して平行であ

ること。

三 臨時運行許可番号標等の左右両端を結ぶ直線が水平であること。

四 臨時運行許可番号標等を確実に取り付けることよって表示していること。ただし、合成樹脂製の回送運行許可番号標にあつては、脱落しないように取り付けることよって表示していること。

五 前各号に掲げるもののほか、臨時運行許可番号標等が折り返されていないこと、その表裏又は上下が逆さでないことその他の臨時運行許可番号標若しくは回送運行許可番号標に記載された番号又は車両番号標に記載された車両番号の識別に支障が生じない方法によつて表示していること。

3 規則第六十三条の人において準用する規則第八条の二第二項第一号の告示で定める基準は、前項各号に掲げるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 平成三十三年三月三十一日以前に、法の規定により登録を受けた自動車、自動車検査証の交付を受けた検査対象軽自動車若しくは二輪の小型自動車又は使用の届出があつた検査対象外軽自動車に

係る自動車登録番号標等については、第三条第一項第一号から第五号まで、第二項第一号及び第二号並びに第三項（同条第二項第一号及び第二号に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、これらの自動車の運行中当該自動車に係る自動車登録番号等が判読できるような見やすい角度によること
ができる。

3 法第三十四条第一項（法第七十三条第二項において準用する場合を含む。）の臨時運行の許可又は法第三十六条の二第一項（法第七十三条第二項において準用する場合を含む。）の許可を受けて運行の用に供する自動車に係る臨時運行許可番号標又は回送運行許可番号標（前項に規定するものを除く。）については、第三条第一項第一号から第五号まで並びに第二項第一号及び第二号の規定にかかわらず、平成三十三年三月三十一日までの間は、これらの自動車の運行中当該臨時運行許可番号標又は当該回送運行許可番号標に記載された番号が判読できるような見やすい角度によること
ができる。